

令和 5 年台風 1 3 号災害対応に関する市民懇話会運営要領

1 趣旨

令和 5 年台風 1 3 号災害対応に関する市民懇話会設置要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員報酬

懇話会の委員は、会議出席 1 回につき、市長が別に定める報酬の支給を受けることができる。

3 委員の代理出席

懇話会の委員は、委任状の提出により、代理人を懇話会に出席させることができる。この場合における委員報酬は、代理人が権限を受任したものととして代理人に支給する。

4 懇話会の進行

懇話会の進行は、座長が行う。

5 関係者の同席

座長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者を、懇話会に同席させ、又は同席を求めることができる。

6 懇話会の非公開

懇話会は、原則として非公開とする。ただし、座長が、委員の意見を求め、承認した場合は、この限りでない。

7 委員氏名の非公表

委員氏名は、座長及び副座長を除き、原則として非公表とし、所属団体名のみを公表する。

8 懇話会の議事録

- (1) 懇話会の資料は直ちに、議事録はできる限り速やかに、市ホームページで公開する。
- (2) 議事録については、座長及び副座長を除き、委員氏名が特定されないように配慮して公開する。

9 その他

その他の懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

10 適用日

令和 5 年 1 1 月 2 0 日